

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（BCP） 公表用概要版

社会福祉法人甲山会 特別養護老人ホーム高竜園

最終更新2022年2月1日

***この概要版は計画書の主要な部分を抜粋したものです。**

BCPの目的

新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む。）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために、当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めるものです。

基本方針

次の3点を基本方針として作成しました。

- ① ご利用者の安全確保
- ② サービスの継続
- ③ 職員の安全確保

平時の推進体制

「感染症対策推進本部」が中心となって進めます。推進本部長は、施設長が務め次のような準備をします。

■ 感染防止に向けた取組の実施

- 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集を行います。
- 次のように、基本的な感染症対策を進めます。
 - ・ご利用者の食事時の手指消毒
 - ・こまめな換気と環境消毒
 - ・食堂ごとに居室エリアを原則分離する。
 - ・職員は日頃から適切な防護具使用を行う。
 - ・職員は休憩時の三密を避け黙食を行う。
 - ・職員は生活圏外へ外出した場合行動記録を付ける。
 - ・接触確認アプリ（COCOA）の利用推奨
 - ・職員に対する抗原検査・PCR検査の実施
 - ・ご利用者・職員の希望者へのワクチン接種
- ご利用者・職員の体調管理に取り組みます。
 - ・ご利用者の検温、体調チェックを行います。・職員は出勤前又は出勤時に検温、体調チェックを行い記録します。
- 施設内出入り者の記録管理を行います。
 - ・来園者には立ち入り時に検温をお願いし、来園時間等の記録を行います。
 - ・面会が可能な場合は「面会者健康チェックシート」に記入していただきます。
- 感染拡大状況に応じた感染防止対策を取ります。
 - ・全国・広島県・世羅町内の感染拡大状況に応じた感染防止対策の一覧表を作成し、入所、面会、業者入館、会議などの制限についてあらかじめ対応方法を決めておき、実行します。

■ 防護具、消毒液等備蓄品の確保

- 「備蓄品リスト」を作成し、ローリングストックで備蓄を行います。

■ 研修・訓練の実施

- 業務継続計画（BCP）研修や訓練を、定期的を実施します。
 - ・入職時に研修を行います。
 - ・職員全体に事業継続の概念や必要性、感染症に関する情報、発生時の対応を周知します。
 - ・訓練（シミュレーション）を年1回以上行います。

■ BCPの検証・見直し

- 最新の動向や訓練等で洗い出された課題を反映するため、BCPの見直しを行います。

初動対応

感染疑い者が発生した時点で、「感染症対策本部」を立ち上げ対応します。本部長は施設長が務め、次のように行動します。

■ 第一報から

- 感染疑い者が発生したら、施設長へ状況を報告します。
- 主治医、若しくは積極ガードダイヤルに電話します。
- 施設長は、今後の対応について職員に指示します。
- 地域での身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡します。
- 職員・役員に連絡し情報共有します。
- 世羅町、広島県等指定権者への報告をします。
- ご利用者ご家族へ連絡します。
 - ・即連絡が必要な内容は電話連絡します。文書による連絡をする場合もあります。
 - ・連絡は、陽性者が出た場合に、経緯や現在の状況等について報告します。
- 加盟している老人福祉施設協議会等へ報告します。

■ 感染疑い者（ご利用者）への対応

- 個室管理でシーン別標準感染対策により対応します。
- 専属職員が対応します。
- 医療機関受診又は施設内での検体採取を行います。
- 体調不良者・濃厚接触者の確認をし、記録します。

■ 消毒・清掃等の実施

- 感染疑い者が使用していたと思われる箇所の消毒及び清掃を行います。

感染拡大防止体制の確立

感染疑い者が陽性となった場合は、引き続き「感染症対策本部」が対応します。

■ 保健所との連携

- 濃厚接触者の特定に協力します。
 - ・保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力できるように、接触者リスト、勤務記録又はケア記録、施設内に入出入りした方の記録などを提示します。
- 感染対策の指示を仰ぎます。
 - ・運営を継続するために必要な対策に関する相談・指示助言を受け実施します。（ゾーニング等）
 - ・検査実施方法、施設内検体採取等について確認を行います。
- 併設サービスの休業（ご利用者が居られる場合）
 - ・保健所から休業要請があれば、短期入所生活介護事業の休業を行います。

■ 濃厚接触者への対応

- 保健所指導のもと、ご利用者の健康管理を行います。
- 対象ご利用者は個室対応します。
 - ・ショート棟の個室を使用することとし、移動していただきます。
 - ・個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者どうしを同室でお願いする場合があります。
- 担当職員の選定
 - ・当該入所者とその他の入所者の介護等にあたっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行います。
 - ・職員のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、勤務上配慮します。
- 生活空間・動線の区分け
 - ・ゾーニングを行います。区間別の色分けなど板で分かりやすく表します。
- ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ・基本的に隔離部屋外へ出ないようにお願いします。
 - ・感染の有無に関わらず、疑われる症状がある場合（発熱、咳が頻回、下痢がある等）には、医師に診断される前であっても、すみやかに予防措置をとります。
 - ・ケア時には、個室での対応、使い捨ての食器・エプロンの使用、手袋・マスク・フェイスシールド等の着用を行います。
- 職員の場合は、自宅待機し保健所の指示に従うこととします。
- 職員の確保
 - 施設内での勤務調整、法人内での人員確保
 - ・感染者や濃厚接触者となること等により職員の不足が見込まれることが予想されます。このため、勤務が可能な職員と休職が必要な職員の把握を行い、勤務調整を行います。
 - ・「業務の絞り込み」「業務内容の変更」の検討と合わせ、業務遂行のためのシフト変更を実施します。
 - 必要がある場合は、自治体・関係団体への応援要請を行います。
 - 施設内、近隣に職員滞在先を確保するよう努めます。
- 防護具、消毒液等の確保
 - 在庫量の確認と、今後必要量の把握を行います。
 - 調達先と調達方法の確認をします。
- 情報共有
 - 施設内・法人内で情報を共有します。
 - ご家族に電話連絡、ホームページ、LINEにより情報提供します。この際、個人のプライバシー保護には十分配慮します。
 - 自治体（指定権者・保健所）との情報共有を図ります。
- 業務内容の調整
 - 委託業者等に情報提供します。
 - 感染者数によっては、提供サービスの継続、変更、縮小等を決め、対応プランを選択します。
- 過重労働・メンタルヘルス対応
 - 特定の職員が業務過多にならないようなルールを作成します。
 - 職員の長時間労働を回避するよう努めます。
 - 職員とコミュニケーションを図るとともに正確な情報を伝えます。
- 情報発信
 - 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応
 - ・ご利用者若しくは職員が新型コロナウイルス陽性者と診断されたことが分かった後とします。
 - ・公表は、経緯と今後の対応を簡潔に発表します。なお、個人のプライバシー保護には十分配慮します。
 - ・方法は、報道発表、ホームページ、Lineなどを用います。

お問合せ先 〒722-1121 広島県世羅郡世羅町大字西上原426-11
 社会福祉法人甲山会 特別養護老人ホーム高竜園 TEL 0847-22-3478 FAX0847-22-3565